

経営バイタル
の強化書 KEIEI VITAL

デジタル社会形成基本法と
デジタル庁設置

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT基本法)廃止、デジタル庁設置



新型コロナウイルスの感染拡大により、デジタル化の遅れが明確になり、感染拡大の防止と経済活動の両立には社会全体のデジタル化 (IT化) が必要不可欠との認識が高まりました。デジタル化 (IT化) の必要性の一方で、デジタル対応が困難な方を取り残さないことも必要です。デジタル化を専門とするデジタル庁を新たに設置して、デジタル化を推進するとともに個人情報の保護やマイナンバーの活用がすすめられることとなります。

デジタル化の遅れと新型コロナウイルス感染拡大で浮き彫りになった問題とは？

1 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT基本法) とは

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT基本法) とは、IT (情報技術) 政策全体の基本理念や重点計画を定めた法律で、2001年に同法に基づき政府のIT戦略「e-Japan戦略」をまとめ、5年以内に世界最先端のIT国家を目指すとしたものです。その後IT戦略や政策集を毎年策定していましたが、デジタル化の歩みは遅く、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、さまざまな分野でデジタル化への課題が浮き彫りになりました。

行政においては、感染症対応で初の緊急事態宣言を発動し、給付金や助成金等支援策に係る緊急かつ大量の申請が発生し、感染拡大を防ぐためオンラインによる手続きを増やしましたが、多くの不具合が発生し、デジタル化の遅れが大きな障害となりました (雇用調整助成金申請不具合、特別定額給付金給付の遅れ等)。医療現場においては陽性者の報告がFAXやメールの申請が混在し、正確な集計が行われず、教育現場でも学校の臨時休校に対応できず、オンライン教育やノウハウ不足が露呈しました。また、今般の税制改正で行われた押印原則廃止も、押印のため出社せざるをえなくなり、テレワークの阻害要因となりました。

2 廃止までの経緯

このような課題を解決するため、何のためのデジタル化なのか、どんな社会を実現するか、そのためにどのような取組を行うか等について検討され、デジタル社会を形成するための10の基本原則を大方針として検討し、法改正を行うこととなりました。また、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することになり、個人情報保護や押印手続き、マイナンバーの活用等関係する法律も整備することになりました。

10の基本原則は、**1. オープン・透明 2. 公平・倫理 3. 安全・安心 4. 継続・安定・強靭 5. 社会課題の解決 6. 迅速・柔軟 7. 包摂・多様性 8. 浸透 9. 新たな価値の創造 10. 飛躍・国際貢献**から成っています。

■ 以下の10原則を、日本のデジタル社会を形成するための大方針とする。



【図1】IT基本法改正の検討の方向性 (案) 令和2年11月13日 内閣官房IT総合戦略室デジタル改革関連法案準備室 資料より

3 デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

令和3年2月9日衆議院に提出された法案は、デジタル社会形成基本法とデジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の3つの法案となっています。

デジタル社会形成基本法では、「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義し、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止し、デジタル庁を新たに設置し、デジタル社会の形成に関する重点計画を作成することとしています。

デジタル社会の形成は、国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めるものとしています。

デジタル社会の司令塔となるデジタル庁は、内閣に設置され、デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣となります。

所掌となる事務は、内閣補助事務と重点計画作成・推進やマイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理、商業登記電子証明、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務、データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等に加え、情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進や国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行することと多岐にわたっています。

デジタル化の進展に伴って危惧される個人情報の取扱いやマイナンバーの活用については、関係法律の整備としてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律で対応が行われることとなります。

デジタル社会形成基本法案の概要	
趣旨	デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。
概要	1. デジタル社会 デジタル社会は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。 2. 基本理念 デジタル社会の形成に関し、 ゆとりと豊かさを実現できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等 の基本理念を規定する。 3. 国、地方公共団体及び事業者の責務 デジタル社会の形成に関し、 国、地方公共団体及び事業者の責務 を規定する。 4. 施策の策定に係る基本方針 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、 多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等 のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。 5. デジタル庁の設置等 別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。 6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。 7. 施行期日 令和3年9月1日

【図2】 デジタル社会形成基本法案の概要 より

デジタル庁設置法案の概要	
趣旨	デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官庁と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。
概要	1. 内閣にデジタル庁を設置 2. デジタル庁の所掌事務 (1) 内閣補助事務 - デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整 (2) 分担管理事務 - デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進 - 個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等 - マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理 - 情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等 - 商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務 - データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等 - 国、地方公共団体・非公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進 - 国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること 3. デジタル庁の組織 (1) デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。 (2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル庁長を置き、2以上の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する助言等を規定。 (3) 副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に助言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任員の特別職として、デジタル庁長を置く。 (4) 全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。 4. 施行期日等 (1) 施行期日：令和3年9月1日 (2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

【図3】 デジタル庁設置法案の概要 より

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要	
趣旨	デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。
概要	個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等） ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所掌を個人情報保護委員会に一元化。 ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。 ③ 学術研究分野を含むDRP（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目的とし、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務などの例外規定として精緻化。 ④ 個人情報の定義等を国、民間、地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。 施行日：公布1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内） マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正） ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。 ② 従業員本人の同意があった場合に於ける転職時等の使用者間の特定個人情報の提供を可能とする。 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関係）令和3年9月1日（②） マイナンバーカードの利便性の技術的向上、発行・運用体制の技術的強化（マイナンバーカードの利便性の技術的向上） ① 住所市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。 ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。 ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のマイナポータル（移動端末設備）への搭載を可能とする。 ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外） マイナンバーカードの発行・運用体制の技術的強化 ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を併用。 ② J-LISの代表者会議の委員に国の認定した者を含めるとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。 ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等 施行日：令和3年9月1日 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正） ① 押印・書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。 施行日：令和3年9月1日（施行まで一定の多岐事項が必要となるを除く。）

【図4】 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要 より

【図1】 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/houan_wg/dai3/siryou3.pdf

【図2】 https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_1/siryou1.pdf

【図3】 https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_2/siryou1.pdf

【図4】 https://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_3/siryou1.pdf